

平成29年6月13日

旭市総務課 新庁舎建設班

## 質問回答書

旭市新庁舎建設設計・監理業務委託に係る公募型プロポーザルの質問について、以下のとおり回答いたします。

No.	資料名等	質問内容	回答
1	実施要領	2(4) 履行期間より、施工監理は平成33年3月25日までとありますが、同(9)事業実施スケジュールより、新庁舎建設工事(予定)は平成32年12月までということに宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領	2(4) 履行期間は平成33年3月25日までとなっています。一方で、(9)事業実施スケジュールにおいて現本庁舎及び第二庁舎解体は平成33年4月以降となっています。本業務においては解体に係わる監理は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領	2(7) 概算工事費が示されていますが、これは税込と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領	3(7) 類型による優先度の差はないと考えてよろしいでしょうか。たとえば、類型4(業務施設)が優先されるということはないと考えてよろしいでしょうか。類型4(業務施設)が優先される場合、銀行、本社ビル、庁舎等用途の違いによる優先度の差はございますか。	実施要領3(1)～(7)は、技術提案者を選定するための要件としているのもで、(7)の類型による優先度はありません。
5	実施要領	6(1) 資料3「窓口・執務環境現況調査業務報告書」を旭市のホームページで確認したところ【概要版】でした。全文は閲覧できないのかお示し頂けますでしょうか。	本業務の委託事業者に対して資料提供を予定しています。

6	実施要領	6 (2) 新庁舎敷地用地測量図及び旭文化の杜公園敷地図のCADデータを提供頂けないでしょうか。	本業務の委託事業者に対して資料提供を予定しています。
7	実施要領	9 (4) 提出書類の体裁について、表紙の有無や綴じ方等、指定がございましたらお示し下さい。	表紙を付けずに、実施要領9 (4) の示す様式ごとに、左上クリップ留めで提出して下さい。
8	実施要領	9 (4) 技術提案書等の提出について、ア及びオは左上クリップ止め、イからエまでを11部それぞれ左上クリップ留めで提出すると考えてよろしいでしょうか。	表紙を付けずに、実施要領9 (4) の示す様式ごとに、左上クリップ留めで提出して下さい。
9	実施要領	9 (4) 提案書の体裁（ホチキス留め、クリップ留め、製本等）にご指定があればご教示ください。	表紙を付けずに、実施要領9 (4) の示す様式ごとに、左上クリップ留めで提出して下さい。
10	実施要領	9 (4) 提出書類のイ・ウ・エの提出時体裁に指定はございますか。（ホチキス止めなど）	表紙を付けずに、実施要領9 (4) の示す様式ごとに、左上クリップ留めで提出して下さい。
11	実施要領	9 (4) 技術提案書等の綴じ方について、指定がございましたらご教示ください。ア～オを一纏めとしたものを1部、イ～エまでを一纏めとしたものを10部とし、それぞれの綴りの左上をホチキス留めすると考えてよろしいでしょうか。	表紙を付けずに、実施要領9 (4) の示す様式ごとに、左上クリップ留めで提出して下さい。
12	実施要領	9 (4) 技術提案書等の提出について、イからエまでの事務所名記載はそれぞれの紙面裏でよろしいでしょうか。	記載位置は、自由とし、表裏どちらでも可とします。
13	実施要領	9 (4) 「※イからエまでは事務所名の記載は1部のみとし…」とございますが、1部には必ず事務所名を記載すると考えてよろしいでしょうか。また、記載するとされた場合、記載位置は自由でよろしいでしょうか。	記載位置は、自由とし、表裏どちらでも可とします。

14	実施要領	9(4) 提出書類において「イからエまでは事務所名の記載は1部のみ」とありますが、1部についてはそれぞれのページの左上に事務所名を記載すると考えてよろしいでしょうか。	記載位置は、自由とし、表裏どちらでも可とします。
15	実施要領	9(4)ウ 業務スケジュールより、施工に関わる工程で、工事上の制約はありますか。	建設予定地周辺の住宅や旭文化の杜公園の利用者への配慮が必要になります。
16	実施要領	9(4)ウ 工事において、時間や曜日の制約がございましたらご教示ください。	建設予定地周辺の住宅や旭文化の杜公園の利用者への配慮が必要になります。
17	実施要領	9(4)オ 業務参考見積書について、内訳項目をご教示ください。	実施要領11(5)の示す年度ごとに、基本設計、実施設計、施工監理とし、各項目の内訳は必要ありません。
18	実施要領	9(4)オ 業務参考見積書について、本プロポーザルの評価対象外と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施要領	11(2) ヒアリングにおけるプロジェクトを利用したプレゼンテーションについて、技術提案書記載の内容を分割してパワーポイント等にて説明可能と考えるとよろしいですか。	プレゼンテーションは、パワーポイントなどを用いたスライドや拡大パネルの利用、また、分割しての説明は可とします。
20	実施要領	11(2) ヒアリングにおけるプレゼンテーションについて、提出した提案書を拡大してパネル化したものを持ち込むことは可能でしょうか。	拡大パネルは可とします。
21	実施要領	11(2) 「プレゼンテーションは、事前に提出された書類を用いて行い、技術提案書以外の資料は使用しないこと」とありますが、パワーポイントなどを用いたスライドを作成し、説明の順番に応じて、提案書で用いた図版や文言などを表示することは可能と考えるとよろしいでしょうか。	プレゼンテーションは、パワーポイントなどを用いたスライドや拡大パネルの利用、また、分割しての説明は可とします。

22	実施要領	表2B 業務の実施体制評価基準において、「業務の理解度、実施手順の妥当性」とありますが、様式第4号に記載する主な業務経歴の「業務概要」および「技術的特徴」によって評価すると考えてよろしいでしょうか。	実施要領7のとおり、評価や審査に関する質問ですので、回答できません。
23	実施要領	様式第1号-2 「参加要件資料」の記載事項について、実施要領の参加要件を拝読しますと①一級建築士事務所登録②旭市競争入札参加資格登録が該当すると思いますが、記載欄が10箇所あり、他に具体的な記載事項があればお示し頂けますでしょうか。	建築士法や建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程などに基づく登録が想定されます。
24	実施要領	様式第1号-2 1 一級建築士事務所登録の場合、登録規定名の欄には「一級建築士事務所」と記入すればよろしいのでしょうか。	記載例として、登録規程名「建築士法」、登録番号「一級 ○ ○知事登録第○○○号」、登録部門「一級建築士事務所」となります。
25	実施要領	様式第2号-2、様式第3号 左上に様式番号・資料の名称は記載した上で、枠を使用せず、自由なレイアウトとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	実施要領	様式第4号 配置予定技術者の業務経歴に記載する実績は、実施要領3参加要件(7)に該当する業務に限られるのでしょうか。	実施要領3(7)以外の業務も可とします。
27	実施要領	様式第4号 「主な業務経歴」について、参加要件に該当する業務以外でも、内容によって加点の対象になると考えて宜しいでしょうか。	実施要領7のとおり、評価や審査に関する質問ですので、回答できません。
28	特記仕様書	I4(1) 敷地面積9,857㎡とありますが、詳細な敷地形状・寸法がわかる図面(CADデータ)がございましたらご提示ください。	本業務の委託事業者に対して資料提供を予定しています。

29	特記仕様書	II 2 土壌汚染調査は、別途業務と考えてよろしいでしょうか。本業務に含む場合、業務参考見積書に計上する土壌汚染調査は地歴調査までと考えてよろしいでしょうか。(詳細調査内容は、地歴調査結果によるため。)	土壌汚染調査は、地歴調査までを想定し、本業務に含みます。
30	特記仕様書	II 3 (2) サ 建物は免震構造を想定されているということで宜しいでしょうか。	免震構造を想定していますが、基本計画第3章4 (2)を参照してください。
31	特記仕様書	II 3 (2) シ 開発申請手続き業務とありますが、該当する開発行為として想定されていることは、公園敷地を庁舎敷地に分割するための「土地の区画の変更」と考えてよろしいでしょうか。	土地の「形・質」の変更も想定します。
32	特記仕様書	II 3 (3) イ 公園施設の地下埋設物とは何ですか。	実施要領6 (2) 資料4の旭文化の杜公園設計図書のとおりです。
33	特記仕様書	II 3 (3) イ 特殊事項において、「庁舎の敷地内にある公園施設の地下埋設物や撤去後の再利用」とありますが、地下埋設物の情報がございましたらご教示ください。	実施要領6 (2) 資料4の旭文化の杜公園設計図書のとおりです。
34	特記仕様書	II 3 (3) イ 計画敷地の電気・水道・ガス・井戸等のインフラ整備状況をご教示ください。	実施要領6 (2) 資料4の旭文化の杜公園設計図書のとおりです。
35	特記仕様書	別紙成果品及び提出部数 (2) キ (ア) 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) の提出がありますが、認証取得が必要でしょうか。必要な場合の手数料は業務委託金額に含まれますか。	認証取得は含みません。
36	基本計画	第3章1 敷地の接道は東側道路 (旭停車場線) のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	基本計画	第3章1 用途地域：無指定、日影規制：無と記載がありますが今後指定される用途地域、日影規制の想定はございますか。	予定はありません。

38	基本計画	第3章1 敷地の概要が示されており、現況は用途地域無指定となっていますが、新庁舎の建設にあたり用途地域等都市計画の内容を変更することはないと考えてよろしいでしょうか。	予定はありません。
39	基本計画	第3章2 公用車用駐車場の6台分車庫兼付属建物に駐車する車両サイズ、または、想定車種をご提示して頂けないでしょうか。	現在の利用車種では、トヨタクラウン（2台）、ホンダイサイト（2台）、日産キャラバン（1台）、トヨタハイエース（1台）となります。
40	基本計画	第3章2 「建築面積を3,000㎡以下として計画」とありますが、駐車場を必要台数確保すれば、建築面積の制限はないと考えてよろしいでしょうか。	新庁舎や駐車場、進入路、ロータリーなどを含めた配置であれば可とします。
41	基本計画	第3章2 敷地面積の算出根拠が示されていますが、来庁者用の駐輪、バイクの台数が示されていません。敷地面積に限りがあることから、敷地内には不要（周辺の駐輪施設を兼用する）と考えてよろしいでしょうか。	第3章2（1）イ（イ）で、駐輪場50台程度としています。なお、周辺の駐輪施設を兼用することは想定していません。
42	基本計画	第3章2（2）ク 「ヘリコプターの緊急離発着場として、新庁舎に近接する場所（地上）」とありますが、地上を想定する場合は、敷地外のスペースを想定してもよろしいでしょうか。	建設予定地以外も可とします。
43	基本計画	第3章6（3） 議会の独立性を保つとの記載がありますが、議会機能を別棟とする計画も想定可能でしょうか。	議会機能を別棟とする計画も可とします。
44	基本計画	第3章6（3） 新庁舎の階数に指定はございますか。	高層階は想定していません。
45	その他	既存庁舎の電気、ガス、油、上下水道の年間消費量、年間使用料金をご教示ください。	実施要領6（2）の閲覧可能資料とします。
46	その他	昨年度の光熱水使用量および料金をご教示ください。	実施要領6（2）の閲覧可能資料とします。

47	その他	既存庁舎の年間の設備機器運転管理費、設備機器保守点検費、修繕費、清掃費、警備費をご教示ください。	実施要領6(2)の閲覧可能資料とします。
48	その他	敷地周辺インフラ状況(電気、ガス、上下水道、井水)をご教示ください。	実施要領6(2)資料4の旭文化の杜公園設計図書のとおりです。
49	その他	JVで応募する場合、参加表明時にJV協定書(写)が必要でしょうか。また、JVで応募する際その他に必要な書類はありますか。	JV協定書(写)は必要になります。また、協定を結ぶ双方に実施要領3(1)～(6)までの要件と、双方のいずれかに、実施要領3(7)の要件が必要になります。
50	その他	計画敷地の登記簿上の地目は、設計スタート時には「宅地」とされていると考えてよろしいでしょうか。	新庁舎の建設着工後以降に地目変更する予定です。
51	その他	敷地の地歴、土壌に関する情報がございましたらご教示ください。	提供できる資料はありません。